



スキー・スノーボード等のスポーツでの接触事故

# こんなときは健康保険に届け出を!



他人の落下物に当たった



他人の飼い犬にかまれた



購入食品や飲食店で食中毒になった



自転車の事故にあった



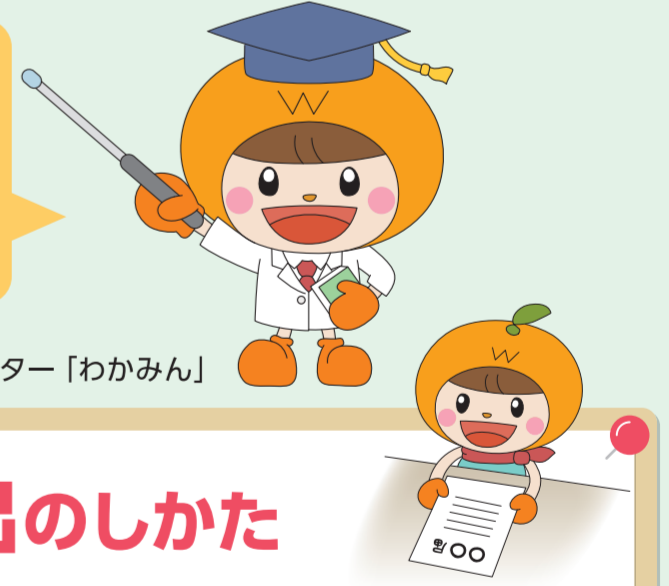
交通事故にあった



暴力行為によるケガ

## 第三者行為によるケガや病気で受診したときは加害者に医療費を請求するために、必ず届け出が必要です!

交通事故や飲食店での食中毒など、第三者が原因のケガや病気で医療機関を受診する場合、その医療費は、健康保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者に請求します。この手続き（第三者行為求償事務）のために、被害を受けた人の届け出が必要となります。



和歌山県国保連合会キャラクター「わかみん」

**こんなときは健康保険が使えません!**

<p>仕事中や通勤中の事故</p>	<p>飲酒運転や無免許運転などの不法行為</p>	<p>示談を済ませてしまったとき</p>
<p>労災保険の対象となります。</p>	<p>健康保険の給付が制限されます。</p>	<p>示談の前に必ず健康保険窓口にご連絡を!</p>

**届け出のしかた**

まずは市町村（国保・後期高齢者医療）・国保組合など、ご加入の健康保険の窓口にご連絡し、必要書類を提出して届け出をしてください。

..... 必要書類 .....

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書
- 交通事故の場合は、事故証明書
- マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類
- 保険証
- 印かん など

国民健康保険や後期高齢者医療制度以外にも、介護保険、福祉医療にも適用されます。くわしくは市町村等の窓口にお問い合わせください。

和歌山県・市町村・和歌山県医師国保組合・和歌山県歯科医師国保組合・紀和薬剤師国保組合  
和歌山県後期高齢者医療広域連合・和歌山県国保連合会